



新しい被保険者証（薄紫色）の有効期限は平成28年7月31日です。



受取時には、受領印が必要です。また、不在の場合は、「郵便物等お預かりのお知らせ」が配達されます。その場合は、お知らせに記載されている方法でお受け取りください。

現在使用されている被保険者証の有効期限は、7月31日です。7月下旬に8月1日以降使用できる被保険者証を送付します。  
8月1日以降は右上の有効期限が、平成28年7月31日と記載されている被保険者証をご使用ください。  
**被保険者証は簡易書留で7月下旬に送付**

後期高齢者医療制度  
**被保険者証を7月下旬に送付します**

住民保険課後期高齢者医療係 ☎34・2096  
県後期高齢者医療広域連合 ☎29・8430

平成27年度から保険料（均等割額）の軽減措置にかかる所得判定基準が見直されます

同一世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額などの合計額	軽減割合
33万円以下かつ同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円（ほかに所得がない）以下	9割
33万円以下	8.5割
33万円+（24.5万円×同一世帯内の被保険者数）以下	5割
33万円+（45万円×同一世帯内の被保険者数）以下	2割



同一世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額などの合計額	軽減割合
33万円以下かつ同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円（ほかに所得がない）以下	9割
33万円以下	8.5割
33万円+（26万円×同一世帯内の被保険者数）以下	5割
33万円+（47万円×同一世帯内の被保険者数）以下	2割

有効期限を過ぎた被保険者証は：  
8月1日以降、住民保険課の窓口へ返却するか、ハサミを入れるなどして本人で確実に処分してください。  
**平成27年度の保険料を決定**  
7月に平成27年度の保険料を決定し、納入通知書を送付します。保険料は、特別徴収（年金からの

天引き）または、普通徴収（納付書または口座振替で納付）で納めます。年度途中で納め方が変わる人もいますので、納入通知書に記載している納付方法を必ず確認してください。  
また、納付書で納める場合は便利で納め忘れのない口座振替がお勧めです。納期内納付にご協力をお願いします。

家庭での節電対策として

**暑い夏！ 家にいるよりミュージアムへ**

唐古・鍵考古学ミュージアム ☎34-7100

唐古・鍵考古学ミュージアムでは、家庭での節電につながるため、右記の期間、観覧料を無料にします。

暑い夏を涼しいミュージアムでお過ごしいただき、郷土の文化財を知る機会にしてください。

期間 **8月1日(土)～30日(日)** (月曜日は休館)

開館時間 午前9時～午後5時  
(入館は午後4時30分まで)

※団体でご来館の際は、事前にミュージアムへ電話してください。





## 7月から平成27年度の国民年金保険料免除申請の受付を開始します

# 国民年金保険料の納付が困難な人は 申請を

桜井年金事務所 ☎ 42・0033  
住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

年金保険料の納付が困難なときは、窓口で申請し、日本年金機構で前年所得を審査して承認を受けると、納付が免除・猶予されます。

申請が遅れると障害基礎年金などが受けられない場合があります。お早めに手続きしてください。また、失業した人は離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、退職を考慮して免除区分が審査される特例もありますので、ご相談ください。

### 7月から受付開始

平成27年7月～平成28年6月分の年金保険料免除・若年者納付猶予制度  
**受付中**

平成28年3月分までの学生納付特例

※年金保険料免除・若年者納付猶予  
学生納付特例は、申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請が可能です。

### 所得が少ない人は…年金保険料免除制度

所得に応じて「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」の免除制度があります。  
**審査要件** 申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得などが定められた基準以下であること。  
(注) 全額免除以外の免除が承認された期間は、一部納付保険料額を納めないと未納期間扱いとなります。

### 30歳未満の人は…若年者納付猶予制度

30歳未満の人が利用できる制度で、世帯主の所得審査を必要としないため、審査基準が緩やかです。  
**審査要件** 申請者本人、申請者の配偶者の前年の所得などが定められた基準以下であること。

### 学生の人は…学生納付特例制度

在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。  
**審査要件** 申請者本人が学生であり、前年の所得などが定められた基準以下であること。  
**対象となる学校** 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校など  
※各種学校の学生は、修業年限が1年以上で、都道府県の認可を受けている学校が対象です。

## 二つの給付金のお知らせ

# 子育て世帯臨時特例給付金の申請はお早めに

田原本町臨時福祉給付金等給付事業実施本部 ☎ 33・9001、33・9002

子育て世帯臨時特例給付金の申請は9月1日(火)までとなっています。対象となる人には6月上旬に申請書などをお送りしています。申請がまだお済みでない人はお早めに手続きをお済ませください。

### 子育て世帯臨時特例給付金

**支給対象者** 平成27年6月分の児童手当を受給される人(特例給付へ児童手当の所得制限限度額以上の人に、児童1人当たり月額5000円を支給しているもの)を受給される人は、対象となりません)

**対象児童** 支給対象者の平成27年度6月分の児童手当の対象となる児童(平成27年度児童手当現況届の手續きが必要です)

**支給額** 対象児童1人につき、3000円(1回限り)

**申請手続** 申請書に必要事項を記入・押印のうえ申請してください。別途添付書類が必要な場合があります。申請先は平成27年5月31日現在において住民登録されている市町村となります。

※公務員は、所属庁から申請書類が配布されます(配布時期は、所属庁により異なります)。「子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)」を期間内にご提出ください。(公務員児童手当受給状況証明欄に所属庁の証明のないものは受付することができません)

### 臨時福祉給付金

**支給対象者** 平成27年度の住民税が課税されていない人(課税されている人に扶養されている人、生活保護の受給者などは除きます)

**支給額** 1人につき、6000円(1回限り)

**申請手続** 申請先は平成27年1月1日現在において住民登録されている市町村となります。申請手続きについては、8月広報に折込チラシで案内する予定です。

※平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する人については、給付金を両方とも受け取ることができません。その場合、それぞれ申請が必要となります。